

### 第32回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年2月5日(金)午後1時30分から午後2時51分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員(23人)

1番	清水静枝	2番	中村滋
3番	箱田裕史	5番	佐藤勲
7番	今井隆	8番	須田直子
9番	大野俊彦	10番	信澤健治
11番	中沢幸子	12番	山田孝夫
13番	天田晃	14番	戸塚英子
15番	塚越勤	16番	永井保伸
17番	石川大輔	18番	川野健一
19番	福田敬一	20番	西山康雄
21番	反保勉	22番	飯野利貞
23番	新井元	24番	設楽明志
25番	金井政明		

4 欠席委員(2人)

4番	浦恩城由子	6番	寺崎正親
----	-------	----	------

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木秀明
係長	渡邊喬丈
係長	矢端ひろみ
係長	矢島賢一
主任主事	引田めぐみ
主任補	八戸萌花

6 職務のため出席した農林課職員

主事	岩井啓太
----	------

## 7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農地法関係公売農地の買受適格証明願について
- 日程第8 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第9 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第12 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。皆様おそろいですので、第32回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきます。

お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長よりお願いしたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第32回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席者は議席番号4番、浦恩城由子委員並びに議席番号6番、寺崎正親委員から欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は、全員25名のところ23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました、続いて、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に入ります。

それでは、私のほうから議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号9番、大野俊彦委員並びに17番、石川大輔委員の両名を指名いたします。

なお、書記の任命については、事務局の矢端係長を任命いたしますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、これより議事進行に入ります。

発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどをお願いいたします。

それでは、早速、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は露天資材置場でございまして、平成28年11月22日許可、高農委指令第1425号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、事業計画中止のためとのことでございます。

なお、関連案件といたしまして、許可取消し後の5条許可申請、議案書28ページ、議案第5号ナンバー13が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、契約の内容は賃貸借でございまして、令和3年11月5日許可、高農委指令第115号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、事業計画がなくなったためとのこととでございます。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、契約の内容は売買でございまして、令和元年8月5日許可、高農委指令第57号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、事業計画がなくなったためとのこととでございます。

以上、農地法の規定による許可処分取消についての案件は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 取消しの申請3件ございまして、今事務局から説明がございました。

この件について、皆さんから何か質問等ございましたらお願いいたします。

質問がなければ承認することとしますけども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続いて、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請についてです。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー17については、事前調査案件となっております。

また、ナンバー1からナンバー17については関連する案件でございますので、一括で審議することといたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成30年8月22日許可、高農委指令第1263号でございました。変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのこととございまして、白菜。オカワサビからカボチャ変更したいとのこととでございます。

ナンバー2以降につきましては、契約内容等はナンバー1と同様ですので、変更の内容のみのご説明とさせていただきます。

2番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのこととございまして、白菜からカボチャに変更したいとのこととでございます。

3番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのこととございまして、ウドからカボチャに変更したいとのこととでございます。

4番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのことございまして、キャベツからカボチャに変更したいとのことでございます。

5番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのことございまして、フキ、カボチャからカボチャに変更したいとのことでございます。

6番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのことございまして、ウドからカボチャに変更したいとのことでございます。

7番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのことございまして、フキ、フキノトウからカボチャに変更したいとのことでございます。

8番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのことございまして、タマネギからカボチャに変更したいとのことでございます。

9番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのことございまして、サツマイモからカボチャに変更したいとのことでございます。

10番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのことございまして、白菜からカボチャに変更したいとのことでございます。

11番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのことございまして、キャベツからカボチャに変更したいとのことでございます。

12番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのことございまして、フキ、フキノトウからカボチャに変更したいとのことでございます。

13番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのことございまして、赤シソからカボチャに変更したいとのことでございます。

14番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのことございまして、ミョウガからカボチャに変更したいとのことでございます。

15番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのことございまして、ミョウガからカボチャに変更したいとのことでございます。

16番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのことございまして、フキ、フキノトウからカボチャに変更したいとのことでございます。

17番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのことございまして、フキ、フキノトウからカボチャに変更したいとのことでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

なお、ナンバー1からナンバー17の詳細な営農計画につきましては、別添資料、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書及び営農計画書のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー1から17まで説明がございました。

それでは今度はね、班長報告ですね。今回は第3班ですね。ということで、調査班長の福田敬一委員から報告をお願いいたします。

○19番福田委員 事前調査報告、第3班班長、福田敬一です。よろしくお願いいたします。

農地法の規定による計画変更申請審議ナンバー1からナンバー17について、申請人から聞き取りしました調査結果について報告いたします。

なお、当日は、譲受法人の担当者4名の出席でした。

質問1 今回計画変更申請をしている圃場は全てカボチャに変更するとのことですが、品種は何の品種を考えていますか。また、栽培スケジュールを教えてください。

回答 カボチャの品種は打木早生赤栗、雪化粧、くり將軍の3種類の品種を栽培する予定です。4月中旬から5月に定植し、8月から9月にかけて収穫する計画です。

質問2 加工品にして販売するとのことですが、販売経路と詳細を説明してください。

回答 レトルトスープへ加工し、自社グループの直売所で販売する計画です。加工は外注で考えています。

質問3 かなりの面積で栽培する計画ですが、ツルの処理はどのようにする予定ですか。、また、収穫したカブを保管しておく場所は確保出来ているのですか。

回答 ツルの処理ですが、ある程度取り除き残ったものはすき込んでいます。中里町に大きな倉庫があるので置く場所は確保出来ています。

質問4 カボチャの連作障害への対策はどう考えていますか。

回答 現在のところ約4年継続して栽培している圃場では目立った障害は出ていません。今後は頂いたアドバイスをもとに、収穫後の空いた期間で緑肥を育てるなど障害への対応、対策をしていきます。

質問5 今後、目標とする収量8割は達成できそうですか。

回答 収量が確保出来ない圃場もありましたが、一部では収量が9割を超える圃場もあります。今後も8割の達成を目指し努力します。

質問6 地域の農業委員や事務局に適宜相談し、試行錯誤しながら努力を続けてください。

回答 はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま班長のほうから報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さん、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

まあね、今回これだけの数で、カボチャに変えるということでね。まあ色々事前協議であれかな北部の方から意見出ましたっけね。よろしいでしょうか。はい、金井委員。

○25番金井委員 25番の金井です。えっとこの5番がですか。5番の案件なんですけども、これは元

々がフキとカボチャがカボチャに計画変更の話なんですけども、そうするとカボチャの販売実績っていうのはこの段階であると、分かるわけですよね。それはちょっと今分かるんですかね。この要は変更する前の実績っていうか、それは分かるんですか。

○会長 じゃあ事務局お願いします。

○事務局 すでにカボチャを栽培していたという実績がありまして、今年度の収穫量ですが、10アールあたり680キログラムということで報告を受けております。平均が1200キログラムで8割が960キログラムということで、6割程度の収量が上げられている圃場になっているかと思えます。

○会長 はい。今の報告で良いですかね。まあそれ以上のね目標でね収穫量を増やしてもらわないとね、困るんですけども。

ところでそのカボチャ加工してこういうの売れるの。これ写真あるね。カボチャのキーマカレー。食べたことありますか。スープある。どうだった。

○2番中村委員 いや、良いですよ。嫌いじゃないから。

○会長 うん。加工品にしてもね、売れなけりゃね、困るからね。

はい、中村委員。

○2番中村委員 2番の中村です。これを全部こう、カボチャにするというね、今の事ではありますが、ちょうど私の時にあの、12月の時4人来ていただいて、それぞれ説明を受けたところでありますが、今日の新聞の中にもむしろさつまいもが、8割のね、あのなんだろう、8割を収穫品種にありますよということで大きく新聞に載ったんですよ。あの、こういったのを考えるとね、この面積が相当の面積ですよ、足してくると。これを全部カボチャにしてね、出来なかったと。これ前みると30年、31年から始まっている。で、作ってたわけですがね、それなり。で、今ここへ来てね、6年7年過ぎてこれに変えていくということは、今までの前の時もちょっと言った経過があるんですよ。トップの方針が下にこう、流れてない、カバナンスが効いていないんじゃないかっていうことを言った経過があります。で、その時には外国の人が来てるからとかいう話もしてて、全然だから現場に任せっぱなしで。その都度こう、農業委員の方、この関係には振り回されているような気がしているんですよ。この辺に関して、しっかりこう、その都度じゃなくて計画性を事前にしっかり出してもらって、徹底するように作業する人にこれがないと毎年毎年これが起きるんじゃないかなという、こういう懸念がするんですが、いかがでしょうか。

○事務局 今回の作目変更に関しましては、現場サイドの方でそういう計画変更して栽培している作目を変更しなければならないということを知らずに、現場サイドの方で試行錯誤しながら作目をどんどん変えてしまっていたという現状があったということで、今回改めてそういった制度の説明もしまして、作目変更するのであればしっかり事前に相談をいただいたうえで、変更申請許可を得てから作目変更するというものでしっかり指導いたしました。なので、今後このような頻繁な作目変更は無いという風には考えております。で、残りの期間、しっかり今回変更を認めていただいた後

につきましては、変更後の作目を栽培してもらいまして、次の営農型太陽光の許可の申請の期限までは耕作をしてもらって、許可の期限の際に改めて継続と、その栽培する作目を見直すかどうかというところでは検討してもらおうという形になるということで話の方はしております。

以上です。

○2番中村委員 了解する以外ねえでしょう、こんなこと言ったって。

○会長 意見は意見として出してもらって。

○2番中村委員 上からの指導者、そして現場で働く人の方へ伝わるようなシステムをしていかないと、今言ったようにね、現場にね、おっぱなしたってということが、いつになつたって同じかなって気がするから、その辺を釘さしておいた方が良いんじゃないかなって感じがします。

○会長 まあ今回こんだけ色々作目変更するから色々考えてやると思うんだけどね。こんどはサツマだなんてことにね。サツマが1番多いん。

○2番中村委員 利益は品種によって

○会長 そうかそうか

○2番中村委員 それらはね、今までしてることだから。さつまを6番だっけ、9番か。サツマをカボチャにするわけだから。

○会長 そうだよ。サツマやってるところもありますよね。そうすればご意見も出ましたけれども、他にご意見なければ承認してもよろしいですか。

○全員 はい

○会長 はい、じゃあ承認します。

あと残り。18番ね。はい、説明をお願いします。

○事務局

18番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございまして、平成5年1月20日許可、群馬県指令西農第2457号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいとの申請とでございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書27ページ、議案第5号ナンバー7が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請一括案件は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいまナンバー18ですか、説明がございました。これより審議に入ります。

この件に関して何か質問等ございましたら、お願いたします。

よろしければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認いたします。

それでは、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、以前より耕作している申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は、令和8年3月22日から令和11年3月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書29ページ、議案第5号ナンバー15が提出されております。

16番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は、令和8年3月22日から令和11年3月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書29ページ、議案第5号ナンバー16が提出されております。

17番 契約内容は贈与、境界確定により現耕作している部分の越境が判明したため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は19件でございます。なお、この19件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全て満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 ご苦労さま。今説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

今回ね、3条の申請、数が多いので、こういう中見るとね、遠方で耕作が出来ないため譲り渡したいとかね、売りたいとかねそういうのが増えましたよ。相続でね、親から子供たち、相続した子供たちがね、県外にいつちゃうんですよ。そうするとこういう問題が増えて、誰か耕作してくれる人なんてね、以前はねこういう申請はあんまりなかったんですけどね。

審議しますけどどうでしょう。はい、金井委員

○25番金井委員 25番の金井ですけども、19番についてなのですけども、これ見て、なんか売る人

はなんか貸付地を24持ってて、それをなんか今回対応するってことですよ。ということは貸付してあるやつを売るってことです。これね、これなんか手続きみたいのがあるんですかね。農地法上の。

○会長 じゃあ今の質問に対してお願いします。

○事務局 はい。今おっしゃっていただいた通り、この貸付地24アール全て今回の譲受人に売買するっていうことになっておまして、4筆あるうちの2筆は譲受人がすでに借りている農地で、他の2筆に関しましては、譲り渡し人の家族の中で過去に契約、使用貸借も契約が入っていたところになるので、同じ世帯内で契約が入っていて残っていたというだけなので、このまま売る形になります。

○25番金井委員 なんか理由が遠方で耕作が困難なために売買をやりたいてことで、元々耕作していたけども出来ないからってというような理由になってるんですけど、そうすると最初から貸付ってなるともう自分で最初からやってないんじゃないかってというような疑問もあるんですけど、それは大丈夫ですか。この文面だと遠方で耕作が困難、ダメってということなんですけれども。

○事務局 元々、この譲受人の方に貸していた土地で、実際今度それを売買して買うってということで、その後2筆あるんですけども、それは同じ農家の世帯の間で貸借が入っていたので、実際そこはちょっと耕作が出来ないような状態だったということだと思うんですよ。で、今回それを譲り渡すということで、売買に至ったということですね。

○25番金井委員 するとその2つのあれはなんか分けるべきっていう話にならないんですか。許可申請の手続きを。だから、今まで貸してたやつと自分でやったやつを分けて申請って話にならないんですか。

○事務局 分ける必要は無いってということなんです。この申請が出る前にもし貸し付けている状態なんであればそれを解約する手続きを取って、新しくこの3条の申請をするっていうところになってくるんですけども、今回は同じ世帯間での貸し借りってということで本人が元々借りていた本人が買うっていうことになったので、ちょっとこの数字がちょっとここに載ってしまったってということなんですけど、貸付地のとこに載ってしまっているんで、分かりづらいんですけども、解約の手続きはせずに売買になっているってところなんです。ええ。

○25番金井委員 自作地、小作地、貸付地って3つあるじゃない。これにだから、別に分けて書くって話ではないんですか。全部貸し付けての2以上になってますけど、今の話だと。

○事務局 貸付地にはなってるんですよ。実際貸付地をそのまま売買するってことですよ。一旦解約を挟めば自作地に戻るんですけども、今回数字の計上のしかたが分かりづらかったってところなんですけども。

○25番金井委員 これ、自分で作ったやつは無いんですか。だからさっき言ったような、なんか家族が作ってるとか、それは自作地にはならないんですか。

○事務局 貸借が入っていると、どうしても貸付地に入ってきてしまうんですね。

○25番金井委員 自分の家族の中でも貸付。

○事務局 そうです。使用貸借とかっていうことで入っていると貸付地に入るっていうこともあるんですよ。ちょっと分かりづらくて申し訳ないんですけども。

○会長 はい、よろしいでしょうか。

他に質問等ございましたらお聞きしますけどもいいですか。

それでは他に異議はなさそうなので許可としますけどもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、許可といたします。

それでは、続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 農業用施設用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

2番 育苗用の苗床をコンクリート土間にして育苗プールを設置したいという農業用施設の申請でございます。

3番 住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

4番 駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという境内地の申請でございますなお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

5番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は5件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま4条の2件の説明がございました。それでは、これより審議に入ります。質問のある方お受けしますけども。

何か質問等ございましたらお願いします。はい、清水委員。

○1番清水委員 5番の関係なんですけど、農地法上の許可を得ないで是正したいということですけども、この家は絶家しちゃってて、成年後見人がいて、内容的にどんな風にあれなんですかね。

○事務局 こちらが、今申請人が成年後見人のお父様に当たる方で、申請人はご存命だけれども法定の成年後見人を娘さんに設定して、現在の所有者は申請人なんですけれども、今回の手続きは娘さんが行ったということでこういう書き方になっているんですね。

○1番清水委員 申請人が後見人になってるわけですね。

○事務局 申請人の後見人が娘さん。娘さんがお父様がちょっとあんまりあれを分からずに庭用地で使っちゃっていたところを、娘さんが今回手続きをして是正をした。

○1番清水委員 申請人は元々この人じゃないんですね。ここに住んでいた人は2人ともいなくなっちゃって、亡くなっちゃって。親族もみんな遠くに行っちゃってるんで。

○会長 この住所に元々いた人。

○1番清水委員 ええ。もう絶家しちゃってるんです。で、ここに申請人の名前が出てるけれども。だから、亡くなった人の、奥さんの方の系統じゃなくて。だから自分の内容はどんな風になるのかな。

○事務局 実際にこちらのお家に住んでいたかは分からないんですが、一応所有者は昭和の時代から申請者で、

○1番清水委員 違う違う違う違う

○事務局 登記上は。

○1番清水委員 登記上も最近ですよ、申請人になったのは。でもいい年かな。

○事務局 法務局の登記上、昭和40年代から申請人名義の土地ではあったみたいなんですよ。

○1番清水委員 じゃあ2つ名義持ってたかね。ちょっと複雑なんかと思うんですけどね。

○事務局 一応、土地の登記上は所有者が申請者になっておりますので、今回、申請は所有者からということを受けております。

○1番清水委員 別にこのことじゃないんだけど。ちょっと聞いて。

○会長 じゃあその件に関しては。

○1番清水委員 しょうがない、しょうがない。

○会長 他に質問はないでしょうか。

異議がなければ許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、社会福祉事業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

2番 契約内容は売買、診療所を営んでいるが来院者用駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

3番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが大型重機用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

5番 契約内容は賃貸借、駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書13ページ、議案第2号ナンバー18が提出されております。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、機械製造業を営んでいるが従業員駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます、公衆用道路と一体利用の計画でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

12番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が提出されております。

14番 契約内容は売買、介護福祉業を営んでいるが従業員用駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

す。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

15番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請ですので、転用期間は令和8年3月22日から令和11年3月21日までの3年間の申請でございます。また、さきにご審議いただきました議案書20ページ、議案第3号ナンバー15の地上権設定の3条許可申請が関連案件でございます。

16番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請ですので、転用期間は令和8年3月22日から令和11年3月21日までの3年間の申請でございます。また、さきにご審議いただきました議案書20ページ、議案第3号ナンバー16の地上権設定の3条許可申請が関連案件でございます。

17番 契約内容は売買、境内地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという境内地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居用地でございます。

18番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

19番 契約内容は売買、介護福祉業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

20番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、介護福祉業を営んでいるが申請地を買い受けて介護施設及び寄宿舍を建築したいという介護施設及び寄宿舍の申請でございまして、雑種地及び公衆用道路と一体利用の計画でございます。お、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域でございます。

22番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、雑種地と一体利用の計画でございます。

23番 契約内容は賃貸借、スーパーマーケットを経営しているが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、畑と一体利用の計画でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

25番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

27番 契約内容は売買、建築業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は、27件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 はい。ただいま5条の許可申請の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから、この中で何か質問等ございましたらお願いいたします。

この19番介護福祉業ね、これ写真あんだけどこれ何。すぐ隣の。

○事務局 そうですね、すぐ隣の保健施設の駐車場になります。

○会長 うん。

この21番も航空写真で見れば形悪いけどね。もっと形のいいところあると思うけど。

はい、中村委員

○2番中村委員 この一件一件をとやかく言うあれは無いんですけどね、全体こう見ると露天駐車場っていうのが非常に多くなってる。で、先般ですね、私あの事務局の方に令和4年、5年、6年こういうことで、資材置場、駐車場用地っていうのが面積的にはずっと多くなってんですね、毎年毎年。で、一件一件はいいんかもしんない。しかし、こうやっていくといつしか農地がだんだん失われていくんじゃないかという感じがしておるところです。特に一般住宅用地等によっては時にはやむを得ないんだけど、ここにあるように露天資材置場、露天駐車場こういうのが最近非常にこう会議では出てるような気がして。先ほど言ったように事務局から令和4年、5年、6年というので表もらったら、非常に多くなっている、その辺はいかがかない感じが全体とした中で。一件一件は今言うように悪くはないと思うんです。だからその辺をこう、協議というか話し合いを持っていくのはいかがかない感じがしたことです。

○会長 まあ、優良農地をね、そのようなものに変えていくつってもね、積み積み積もれば山となるんじゃないけどもね、少しずつでもどンドンどンドン、そういう風な形になってくとね、いずれ農地がなくなる。そんな心配も懸念されるわけなんですけどね。そうは言っても農業者も減ってくるしね。まあ、農業振興地域はそういうこと無いようにしてもらいたいんだけど。やっぱり農業振興地域も工業団地だとか産業団地だとかね、企業誘致してやるという、市とか県とかね。そういうのであるんでね。ま、将来どうなのかなんて思うわけですけど。まあね、これから規制が厳しくなると思うんですけどもね。今中村委員から出た意見に対して事務局何か。どうしよう。

○事務局 そうですね。事務局としてもむやみな転用というのはもちろん認めるっていうのはよくな

いと思っておりますので、しっかり立地条件ですとか、その辺りをよく見ながら適切に判断していきたいという風には考えております。

○会長 最近ね、この許可もね、だんだん厳しい方向に向かっていってんですけどもね。

○25番金井委員 いいですか。駐車場なんですけども、色々なね、車の台数とかでも変わるんですけど、駐車場の面積は上限とかはないんですよ。だからそれはそうすると、何台やって駐車場計画があって、それで一応こういう傾向だからこれをお願いしますっていうやつが出てくるんですか。

○事務局 そうですね、土地の利用計画図っていうのをを出していただいておりますので、そこに何台ぐらい止めるかっていうような、きちんとした絵をですね、図面に落としていただいて、社員さんがこの位増えたからこの分必要だよというようなところなどを審査の中で行っています。

○会長 他にございますでしょうか。

先ほど説明にもございましたように面積が大きいのが19番と21番ですか。これ3,000平米以上なのでね、農業委員会ネットワーク機構、常設審議会で見聞聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。

そのほかの案件についても、許可相当としてよろしければ、そうにします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続いて議案第6号 農地法関係公売農地の買受適格証明願について。

1番 公売実施日時でございますが、令和8年4月6日の予定でございます。申請の理由につきましては、申請地を買い受けて資材置場として使用したいとのことございまして、農地法第5条第1項の規定による許可に基づく買受適格証明でございます。

以上、農地法関係公売農地の買受適格証明願につきましては1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局から、今説明ございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

なければ証明してもよろしいでしょうか。

○全員 はい

○会長 それでは証明することとします。

続いて、議案第7号に移ります。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいかを審議いたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○農林課

議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農林課です。議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請についてご説明させていただきます。別紙でお配りしているA4横の冊子「農用地利用集積等促進計画(案)」とA4横の薄い冊子「農用地利用集積等促進計画(案)総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」、をご用意ください。

今回の議案は、令和8年4月1日公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。

お手元の薄い冊子「農用地利用集積等促進計画(案)総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」を御覧ください。まず、借手は74名、貸手は125名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が127筆、15万586平米、地目、田の期間借地が10筆、2万2,582平米、地目、畑の通年が73筆、10万4,631平米、地目、畑の期間借地はございません。合計で210筆、27万7,799平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は119筆で、割合は56.7%となっております。

続いて、裏面を御覧ください。貸借期間別に見ますと10年未満の農用地について、田が88筆、11万9,615平米、畑が52筆、7万5,797平米、10年から15年未満の農用地について、田が49筆、5万3,553平米、畑が21筆、2万8,834平米、15年以上の農用地については、田、畑ともに設定はございません。

また、今回は、農地中間管理機構を介した売買が1件ございます。詳細は農用地利用集積等促進計画(案)と書かれた冊子の一番最後のページ、65ページに記載があります。なお、売買については、貸借とはスケジュールが異なっており3月1日公告予定となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局から説明がございました。

それではこれより審議に入ります。皆さんからね、この内容に関して何か質問等ございましたらお願いします。質問ございませんでしょうか。なければ要請しますが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、要請することといたします。

それでは、報告事項に移ります。第1号から第4号まで。

では、係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は住宅の敷地拡張、用途指定区分は第1種中高層住居地域、ほか2件、合計3件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか24件、合計25件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか12件、合計13件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件になります。4条申請2件、5条申請は取り下げ1件を除く38件、合計40件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和8年1月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

それでは、その他、事務局から何かそっちのある。ない。ないですか。

○事務局 はい。

○会長 この後、意見書を、前、皆さん最適化施策に関する意見書と、これから渡したりするので、時間、忙しいので。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第32回農業委員会総会を終了いたします。  
ご苦労さまでした。

午後 2時51分 閉会